

2020 年度橋梁点検士登録申請の手引き

2020 年 11 月

(12 月修正)

名古屋大学橋梁長寿命化推進室

目次

橋 梁 点 検 士 と は	1
登 録 要 件	2
登 録 申 請 手 続 き	3-6
登録概要、変更・再発行、登録更新等	7

橋梁点検士とは

名古屋大学大学院工学研究科 土木工学専攻 橋梁長寿命化推進室（以下「推進室」という。）が実施する橋梁保全技術研修の検査点検コースを修了し、推進室が実施する「橋梁点検士判定試験」に合格した方が、推進室の橋梁点検士登録名簿に登録申請し、登録された方に名古屋大学が付与する称号です。登録の有効期間は、それぞれ試験合格年により異なりますが、登録料は 5,000 円です。

橋梁点検士は、国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（平成 26 年国土交通省告示第 1107 号）」に、平成 28 年 2 月 24 日に登録されています。

1. 登録要件

「橋梁点検士」は、下記に示す要件を満たす方が登録することができます。

(1) 新規登録

新規登録
①橋梁点検士判定試験合格者 ・橋梁点検士合格年度から4年以内であること。
②橋梁点検士判定試験合格年度から未登録のまま4年以上経過し、登録更新講習を修了した方 ・なお、登録更新講習修了証の有効期間は4年です。

(2) 登録更新、再登録

登録更新
③登録期間最終年度に登録更新講習を修了した方 ・橋梁点検士に登録し、登録有効期間の最終年度の方で、登録更新講習を修了された方。 ・なお、登録更新講習修了証の有効期間は4年です。
再登録
④登録期限を過ぎた後、登録更新講習を修了した方 ・登録証の有効期限を過ぎた方で、登録更新講習を修了された方。 ・なお、登録更新講習修了証の有効期間は4年です。

【例：新規登録】

2019年度に合格し、2020年度に登録申請する場合・・・

<2021年4月1日>発行の登録証を送付します。

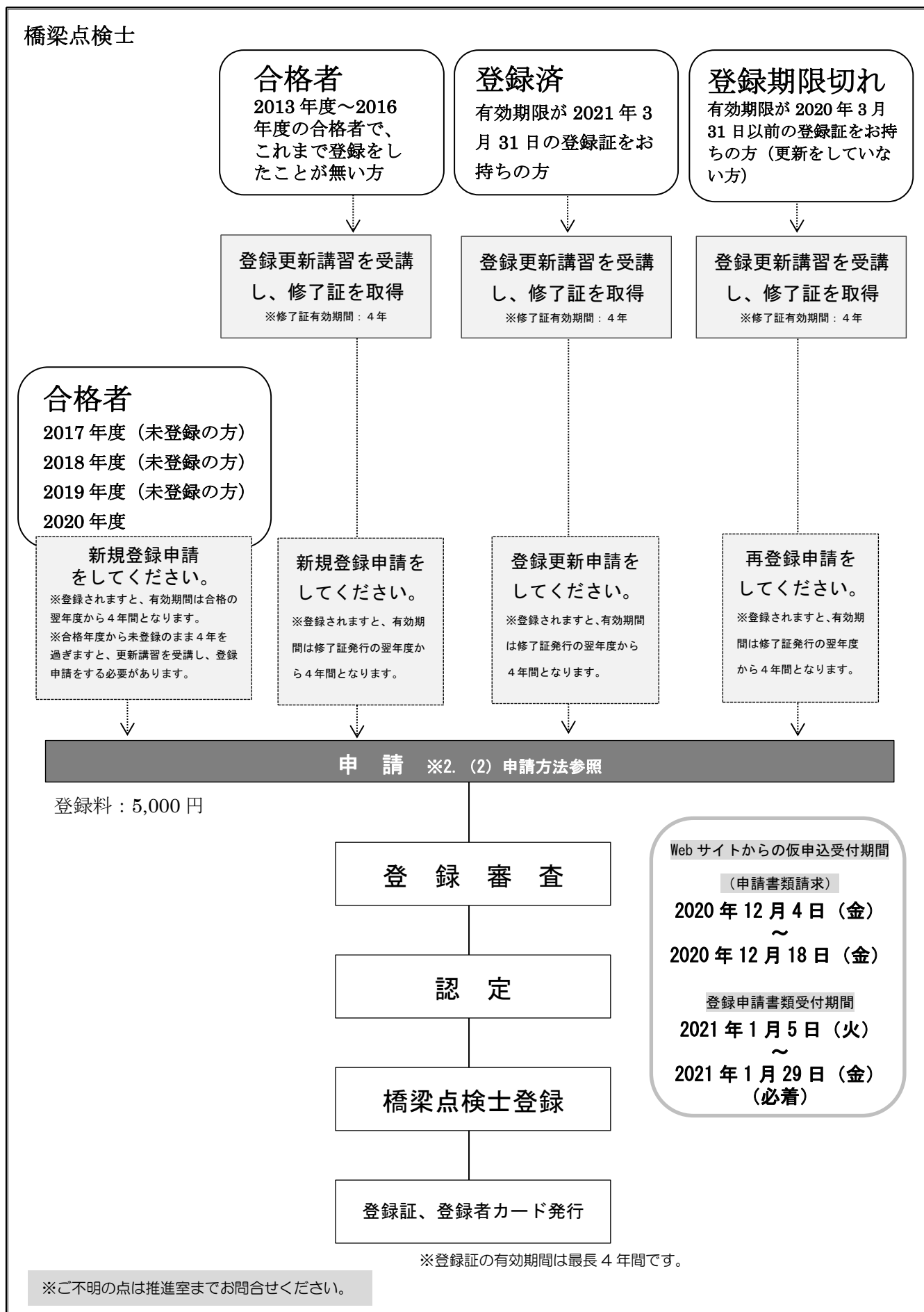
登録期限は合格の翌年度から4年間となるため、<2024年3月31日>（3年間有効）となります。

2020年度新規登録・登録更新・再登録申請対象者一覧（2020年11月現在）

資格名	新規／更新・再登録	対象者	現在お持ちの登録証有効期日	申込方法
橋梁点検士	①新規登録	2020年度判定試験に合格した方	—	WEBサイトから仮申込をしてください。その後、申請書類を郵送します。
		2017年度以降に判定試験に合格し、登録をしていない方	—	同上
	②新規登録（合格年度から未登録のまま4年以上経過）	2013年度～2016年度判定試験合格者で、未登録のまま4年を経過し、「更新講習」を修了した方。	—	WEBサイトから仮申込をしてください。その後、申請書類を郵送します。ただし、今年度「更新講習」を修了した方には、修了証とともに申請書類を郵送しますので、Webからの仮申込は不要です。
	③登録更新	登録有効期限2021年3月31日の登録証をお持ちの方で、「更新講習」を修了した方。	2021年3月31日	登録更新修了証とともに登録申請書類を郵送します。書類にて申込手続きをしてください。Webからの仮申込は不要です。
④再登録	登録有効期限2020年3月31日以前の登録証をお持ちの方で、「更新講習」を修了した方。	2020年3月31日以前	WEBサイトから仮申込をしてください。その後、申込書類を郵送します。ただし、今年度「更新講習」を修了した方には、修了証とともに申請書類を郵送しますので、Webからの仮申込は不要です。	

2. 登録申請手続き

(1) 申請～登録の流れ (2020年度対象)



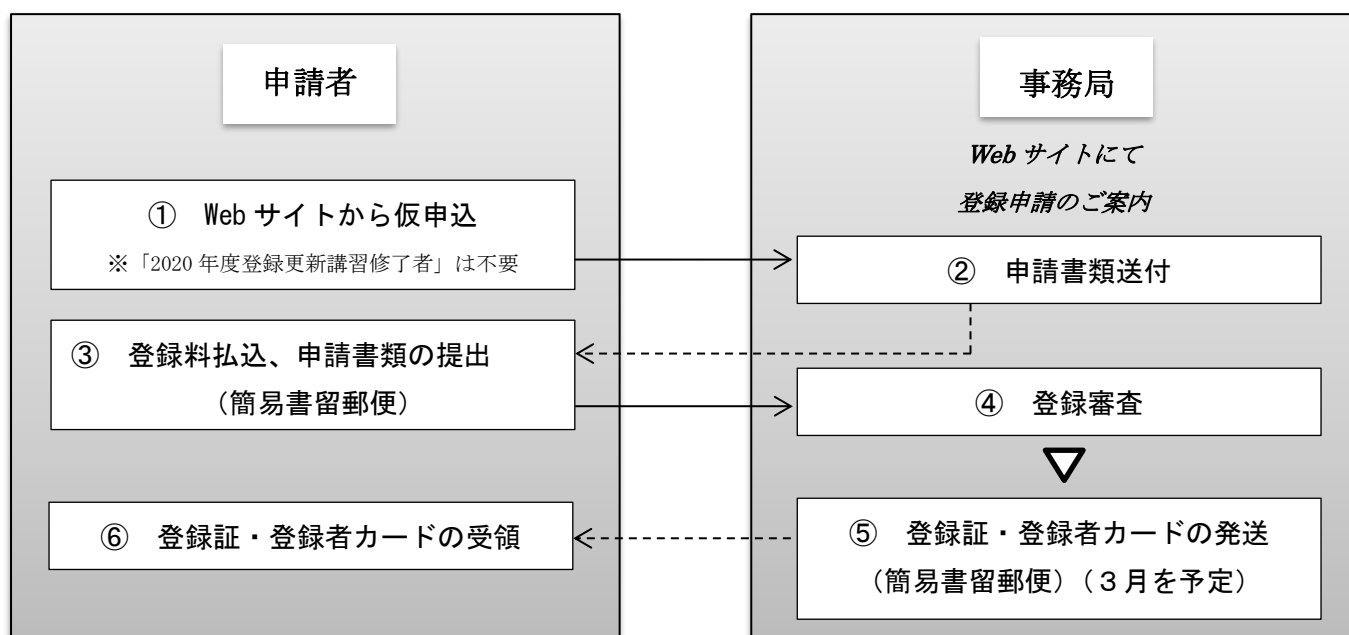
(2) 申請方法

Web サイトから仮申込（書類請求）後、申請書類を簡易書留郵便にてご提出ください。

※「2020 年度登録更新講習修了者」には申請書を郵送しますので、Web サイト仮申込（資料請求）は不要です。

なお、いずれも定められた期間に受付を行いますのでご注意ください。

1) 申請フローは次のとおりです。なお、2) 申請時の注意点をご熟読ください。



2) 申請時の注意点

① Web サイトから仮申込（申請者）

- ・ 合格証番号が必要です。なお、2020 年度登録更新講習修了の方は Web サイトからの仮申込は不要ですが、2019 年度以前に登録更新講習を修了された方は、Web サイトからの仮申込が必要となりますので、更新講習修了証番号をご用意ください。
- ・ 申込後、受付完了メールが自動送信されます。メールが受信されない場合は申込が完了しておりません。この場合、申請書は送付されませんのでご注意ください。再度手続きいただくか、事務局までご連絡ください。
- ・ 入力内容に不備のある場合、申請書類は送付されませんのでご注意ください。

② 申請書類送付（事務局）

- ・ Web サイト仮申込締切日から 10 日経過しても申請書類が届かない場合は、事務局まで必ずご連絡ください。
- ・ 発送にお時間がかかる場合がございますのでご了承ください。

③ 申請書類の提出（申請者）

- ・ P5 橋梁点検士登録申請提出書類一覧参照
- ・ 締切日を厳守してください。（登録申請期間：2021 年 1 月 5 日（火）～29 日（金）必着）
- ・ 登録料は 5,000 円（税込）です。

④ 登録証・登録者カードの発送（簡易書留郵便）（事務局）

- ・ 2021 年 3 月下旬、事務局より登録証及び登録者カードを送付いたします。

⑤ その他注意事項

- ・ 審査により、登録ができない場合は、理由を通知します。
- ・ 提出書類の不備や提出期限が過ぎた申請書については、申請書を返却し、審査・登録は行いません。

橋梁点検士登録申請提出書類一覧

P6<提出書類について>参照 ※⑤および⑥の詳細については当室 HP（変更・再発行ページ）をご覧ください。 https://www.n2u-bridge.jp/certification/change_reissue_reregistration/

申請内容		①	②	③	④	⑤	⑥
		新規登録 (合格年度から 4年以内)	新規登録 (合格年度から 4年以上)	登録更新 (登録最終年度)	再登録 (有効期限を過ぎた方)	登録事項変更	再発行
注意事項			登録更新講習を修了 すること。 (有効期間4年)	登録更新講習を修了 すること。 (有効期間4年)	登録更新講習を修了 すること。 (有効期間4年)		
提出書類等	1. 新規登録申請書	○	○				
	2. 登録更新申請書			○	○		
	3. 登録更新講習修了証のコピー		○	○	○		
	4. 住民票（3ヶ月以内）	○	○	○	○	○ ※氏名、現住所の変更の 場合のみ	○ ※氏名、現住所の変更の 場合のみ
	5. 登記されていないことの証明書（3ヶ月以内）	○	○	○	○		
	6. 写真1枚	○	○	○	○		
	7. 登録料受領証等のコピー(5,000円)	○	○	○	○		
	8. Web 仮申込（書類請求）	○	○ ※今年度に登録更新講習 を修了した方は不要		○ ※今年度に登録更新講習 を修了した方は不要	○	○
	9. 再発行手数料払込受領書等（1,200円）						○ ※登録者カード再発行の 場合のみ
	10. 登録事項変更届					○	
	11. 再発行申請書						○
	12. 返信用封筒（切手貼付してください）	○	○	○	○		○

<提出書類について>P5 橋梁点検士登録申請提出書類一覧参照

1. 橋梁点検士新規登録申請書（様式第1号-1、様式第1号-2） （一式）【新規登録】
2. 橋梁点検士登録更新申請書（様式第1号-1、様式第1号-2） （一式）【登録更新・再登録】
3. 橋梁点検士登録更新講習修了証のコピー（1通）

※カラー、白黒いずれも可。

4. 「登記されていないことの証明書」（1通）

※東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局の戸籍課において発行事務を取り扱っています。

郵送で申請する場合は法務局までお問い合わせください。（郵送は時間を要します）

参照：東京法務局 HP http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

※登録申請日の前3ヶ月以内に発行されたもの。

※証明書申請用紙の「証明事項」欄は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」を選択してください。

※外国籍の方は、外国人登録の「登録原票記載事項証明書」（1通）を提出してください。

※詳細は各法務局に確認ください。

法務局 Web サイト：http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

5. 住民票又は外国人在留カードの写し（1通）

※登録申請日の前3ヶ月以内の発行で、本人と本籍地が記載のもの。

※外国籍の方も必要です。

6. 顔写真（縦30mm×横25mm）（1枚）

※裏面に氏名を記入し、申請書の所定欄に貼付。

※脱帽、正面上半身。6ヶ月以内に撮影され、顔が判別できるもの。カラー、白黒いずれも可。

※不鮮明なもの、スナップ写真等は無効。

7. 登録料払込受領書等のコピー

※払込受領書のコピーに氏名、電話番号を明記し、申請書の所定欄に貼付してください。

【登録料払込に関する注意事項】

※送付する「納入依頼書（請求書）」から払込をしてください。

※振込に関する不明点は必ず推進室事務局までお電話ください。（TEL052-789-3726）

※振込手数料はご負担下さい。

※申請者の都合により申請を取り消す場合は、納付済の登録料は返還しません。

※必ずご本人様宛てに送付された納入依頼書を使用して下さい。（他の方宛ての納入依頼書は使用できません。）

8. 角型2号封筒（登録証、登録者カード送付用）（1枚）

※希望する送付宛先（自宅または勤務先等）を明記してください。（事務局への申請書送付用封筒ではありませんのでご注意ください。）

※440円分の切手を貼付してください。（簡易書留郵便）

3. 登録

(1) 登録証、登録者カード

登録簿に登録された方に、登録証および登録者カードを発行いたします。

(2) 有効期間

登録証の有効期間は、合格年の翌年度から4年間です。更新または有効期間終了後の再登録には登録更新講習の修了が必要となります。

4. 登録内容の変更、再発行

(1) 変更手続き

氏名、住所、勤務先、電話番号（主な連絡先）、メールアドレスに変更が生じる場合は必ず推進室 HP の「仮変更届」より申してください。不明点はお問合せください。 **「変更・再発行」ページ**

https://www.n2u-bridge.jp/certification/change_reissue_reregistration/

(2) 再発行

氏名変更、紛失等により、再発行を希望される場合は、推進室 HP の「再発行仮申請」より申してください。不明点はお問合せください。 **「変更・再発行」ページ**

https://www.n2u-bridge.jp/certification/change_reissue_reregistration/

登録者カードの再発行には手数料の負担が必要です。また、カードは3月にお渡ししますのでご了承ください。（申請が2、3月の場合、お渡しは翌年の3月になることがあります。）

登録カード再発行手数料：1,200円（税込）

5. 登録更新

(1) 登録更新

登録有効期間最終年度に申請をおこなってください。なお、推進室が行う「登録更新講習」を修了する必要があります。対象者には登録時の送付先住所へ、登録更新に関するご案内を送付します。

(2) 登録更新の申込をしない場合

有効期間満了にて登録は失効し、「橋梁点検士」の称号を使用することはできません。

(3) 再登録

有効期限が過ぎた場合は、「登録更新講習」を修了することにより、「再登録」をすることができます。

(4) 登録証、登録者カードの発行

「登録更新」「再登録」の手続きをした場合には、「登録証」および「登録者カード」を発行します。

(5) 登録更新手数料

5,000円（税込）

(6) 登録更新講習

登録更新と再登録を行う場合は、「登録更新講習」を受講していただきます。

受講料：9,000円（税込）

《お問合せ》

名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻 橋梁長寿命化推進室

〒464-8603 名古屋市千種区不老町

電話：052-789-3726 E-mail：N2U-BRIDGE@civil.nagoya-u.ac.jp

HP：<https://www.n2u-bridge.jp/>

N²U-BRIDGE